

小松加賀環境衛生事務組合事務局設置条例

昭和 53 年 12 月 1 日
条 例 第 2 号

第 1 条 小松加賀環境衛生事務組合に事務局を置く。

第 2 条 事務局は、小松加賀環境衛生事務組合に属する事務を処理する。

第 3 条 事務局に事務局長を置き、管理者がこれを任命する。

2 前項のほか、必要な職員は別にこれを定める。

第 4 条 事務局長は、管理者の命を受け事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け事務を分掌する。

第 5 条 事務局の所管事務を分掌させるため、必要な課を設けることができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。